

○補助金申請モデルケース

	資格なし	資格有り
経験なし	50万円/1人+人材育成経費の1/2 (資格取得経費) (短時間労働者の場合は、25万円/1人) ※資格取得必須 (①例1, ③例1)	50万円/1人+人材育成経費の1/2 (研修等経費) (短時間労働者の場合は、25万円/1人) ※研修は外部講習または外部講師を招聘して開催するものとする。 (②)
経験あり		対象外 (①例2, ③例2)

① 対象労働者を雇用後、会社で業務に必要な資格を取得させる場合

例1) 45歳男性を雇用し、会社負担で介護初任者研修(旧ヘルパー2級)を受講させた場合

→ **50万円/人 + 人材育成経費(資格取得経費)の1/2**

例2) 6か月以上離職している女性を雇用し、MOSを会社負担で取得させた場合

→ **対象外(※対象とならない資格に該当するため)**

② 対象労働者が業務に必要な資格を取得済であるが、実務経験のない者を雇用する場合

例) 大型運転免許を取得しているが、実務経験のない女性(離職期間が6か月以上ある)を雇用し、外部講習等の研修を実施した場合

→ **50万円/人+人材育成経費(研修経費)の1/2**

③ 有資格者を雇用し、新たに他の業務に必要な資格を取得させる場合

例1) 大型運転免許を取得している50歳男性を雇用(経験不問)し、業務に必要なフォークリフトの免許を会社負担で新たに取得させた場合

→ **50万円/人 + 人材育成経費(資格取得経費)の1/2** (①と同様)

例2) 大型運転免許を取得しているが、実務経験のない50歳男性を雇用し、業務に必要なではない簿記検定を会社負担で受検させた場合

→ **対象外(※対象とならない資格に該当、また研修等の人材育成を実施していないため。)**

※対象とならない資格について

例) 普通自動車運転免許, マイクロソフトオフィススペシャリスト, 日商簿記検定, 秘書検定, 販売士検定, カラーコーディネーター等